

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の特殊勤務手当に関する規則

昭和55年3月31日
組 合 規 則 第 6 号

改正 昭和56年4月1日組合規則第10号 昭和57年4月1日組合規則第13号 昭和58年10月1日組合規則第16号
昭和60年4月1日組合規則第19号 平成元年7月18日組合規則第21号 平成6年6月1日組合規則第28号
平成7年3月30日組合規則第30号 平成13年2月9日組合規則第34号 平成15年3月29日組合規則第37号
平成17年3月18日組合規則第48号 平成19年3月12日組合規則第58号 平成15年3月29日組合規則第37号
平成26年1月14日組合規則第70号 平成30年1月17日組合規則第72号 令和3年1月22日組合規則
第78号 令和4年3月1日組合規則第80号 令和6年2月27日組合規則第85号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和54年条例第6号。以下「条例」という。)第14条第2項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の支給)

第2条 特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、次のとおりとする。ただし、その職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったとき、及び管理職手当の支給を受ける職員については、特殊勤務手当を支給しない。

種類	基準	金額	支給対象	備考
主任手当	月額	10,000円	介護士長、看護師長、主任介護士、主任看護師	
副主任手当	月額	6,000円	副主任介護士	
夜勤手当	一夜	6,000円	夜勤を行う職員	
処置手当	1件	4,000円	死体の処置に従事した職員	
防疫手当	1日	5,000円	新型コロナウイルス感染症等発生による隔離区域において業務に従事した職員	
オンコール手当	一夜	500円	夜間急変時の電話対応(オンコール)に従事した職員	
介護職処遇改善加算手当	月額	6,000円から30,000円	介護職員	左記範囲内で管理者が定める額
介護職員等特定処遇改善加算手当	月額	3,000円から15,000円	特別養護老人ホーム吉井川荘に勤務する職員で管理者が定める者	左記範囲内で管理者が定める額

処遇改善支 援手当	月額	11,000 円	特別養護老人ホーム吉井川荘 に勤務する職員で管理者が定 める者	
--------------	----	----------	---------------------------------------	--

- 2 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給定日に支給する。
- 3 月の中途において新たに職員となったもの又は退職したもの等及び死亡したものについては日割計算により特殊勤務手当を支給する。

(支給額等の特例)

- 第3条 当該年度における介護職処遇改善加算手当、介護職員等特定処遇改善加算手当、処遇改善支援手当の額の総額が次に掲げる費用の事業者負担に充ててもなお支給額の総額を上回る場合は、出納閉鎖までの期間内に、その差額分を一時金として支給する。
- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に規定する介護職員処遇改善加算を取得した期間に限り支給する。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行し、昭和55年4月21日(吉井川荘開設許可のあった日)から適用する。

附 則(昭和56年4月1日組合規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日組合規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年10月1日組合規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日組合規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年7月18日組合規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年7月1日から適用する。

附 則(平成6年6月1日組合規則第28号)

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成7年3月30日組合規則第30号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成13年2月9日組合規則第34号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月29日組合規則第37号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月18日組合規則第48号)

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

ただし、第2条の規定は平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 12 日組合規則第 58 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 14 日組合規則第 70 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 1 月 17 日組合規則第 72 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 1 月 22 日組合規則第 78 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 1 日組合規則第 80 号)

この規則は、公布の日から施行し、令和 4 年 2 月 1 日より適用する。

附 則(令和 6 年 2 月 27 日組合規則第 85 号)

この規則は、公布の日から施行し、令和 6 年 3 月 1 日より適用する。

但し、主任手当及び副主任手当は、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。